

岩手海区漁業調整委員会

選挙人名簿への登録申請

9月1日から受け付けます

町選挙管理委員会では、岩手海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の登録申請を受け付けます。この選挙人名簿は、選挙権を有する人からの申請に基づき、毎年作製されます。

選挙人名簿への登録は、選挙権行使の必須条件となっており、資格のある人でも選挙人名簿に登録されなければ投票することができません。該当する方は、期限までに忘れずに申請してください。

▽申請の期間 9月1日～5日

▽選挙権のある人 次の①～③のすべての要件に該当する人と②、③に該当する法人

①平成7年12月6日以前に生まれた人

②町内に住所または事業所を有すること

③1年に90日以上漁船を使用する漁業を営み、またはこれに従事していること

※東日本大震災による漁船の流失などにより出漁できない方については、漁業再開のための準備期間もこの日数に含まれます。

▽申請書の配布場所 町選挙管理委員会事務局、役場各支所

※現在、選挙人名簿に登録されている世帯主・法人には申請書を郵送します。

◆申請先・問い合わせ 町選挙管理委員会事務局（役場総務課内 ☎82-3111 内線418）へどうぞ。

県知事選挙
県議会議員選挙
町議会議員選挙

9月6日
投票

臨時給付金を支給します 対象者は忘れずに申請しましょう

町では、「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」の申請受け付けを開始します。この2つの給付金は、消費税率の引き上げに伴う臨時的な措置として支給されるものです。支給対象と思われる方には、8月下旬に申請書を送付しますので、必要事項を記入の上、提出してください。

▷受付期間 9月1日～11月30日

臨時福祉給付金

▷支給対象者 平成27年度分の住民税が非課税の方
※ただし▶課税されている方に生活の面倒を見てもらっている▶生活保護の受給者である——方は対象外です。

▷支給額 1人6千円

◆申請先・問い合わせ 町健康福祉課（☎82-3111 内線149）へどうぞ。

子育て世帯臨時特例給付金

◎子育て世帯臨時特例給付金

▷支給対象者 平成27年6月分の児童手当を受給される方

※特例給付（児童手当の所得制限額以上の方に児童1人あたり月額5千円を支給しているもの）を受給される方は対象となりません。

▷対象児童 支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童

▷支給額 対象児童1人3千円

※公務員の方の子育て世帯臨時特例給付金の申請については、職場より申請書（児童手当受給状況証明済みのもの）が配布されますので、記入の上提出してください。

◆申請先・問い合わせ 町町民課（内線124）へどうぞ。